

県外で新生児聴覚検査を受診される方へ

県外で受診される方は一度医療機関に料金をお支払いしていただき、市役所で手続きをした後に、市から受診にかかった費用（限度額 3000 円）を指定口座に振り込む償還払いの制度を行っております。

償還払いに必要な書類は下記のとおりです。

- ①新生児聴覚検査受診（結果）票
（医療機関に記載してもらったもの）
- ②母子健康手帳の写し（検査の記録欄）
- ③領収書の写し
- ④通帳の写し（妊婦さん名義）
- ⑤印鑑

◎申請期限：出産後1年以内ですが、
早めに申請してください

～ 詳しくは各支所へお問い合わせください ～

名瀬総合支所 健康増進課 52 - 1119（直通）

住用総合支所 市民福祉課 69 - 2111

笠利総合支所 いきいき健康課 63 - 2299